

京都市告示第246号

児童福祉法第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年7月17日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社スマイルゲートパートナーズ	児童発達支援	スマイルゲート山科 2654100235	京都市山科区勧修寺東堂田町118	令和元年5月31日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)